

印紙

## 一般廃棄物処理委託契約書

※印紙税額は裏面参照

甲、乙を記入し、甲と乙の契約当事者のみ押印する二社契約である。

契約区分 (処分用)

事業者 (甲) 住所 名称 代表者 (以下甲と言う)

処分会社 (乙) 住所 〒520-0247 滋賀県大津市仰木の里5丁目15-1 名称 株式会社 ジンジ 代表者 代表取締役 松本 智子 (以下乙と言う) 許可番号 (都道府県・政令市 大津市 ) 許可区分 中間処理 最終処分 許可品目 (一般廃棄物) 大津市内から排出される木くず(事業系に限る)

処分用

印

印

甲と乙は、後記〔委託業務の内容〕に記載された一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」と言う。)に従い適正に行うため、以下のとおり一般廃棄物処理委託契約(以下「本契約」と言う。)を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の処分を乙に委託する。

- 乙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処理する。
- 甲、乙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条 乙は、委託内容の処理終了した部分について、当該部分に対する料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することが出来る。なお甲は、乙に処分料金を毎月 日 を締切日とし、 日までに支払うこととする。

- 処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙双方の協議によりこれを変更することが出来る。

## 〔委託業務の内容〕

- 工事名
- 排出場所 大津市
- 委託期間 から まで (1年間)

※期間満了の1ヶ月前までに、甲丙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとする。但し、5年を経過したときは、新たに契約書を作成し本契約を更新するものとする。

4 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許容内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量(c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
木くず	円/(t,m3)	18,000 円/t	t	破砕 ( )	7.0t/日	緑彩苑 エコパーク (株)ジンジ 大津市仰木1丁目337-1
	円/(t,m3)	円/t	t			
	円/(t,m4)	円/t	t			
	円/(t,m3)	円/t	t			
	円/(t,m3)	円/t	t			
合計予定数量			t	事前協議の要否		
合計予定金額	収集運搬(a)×(c)	処分(b)×(c)	円	要・否		

注釈: 処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。

※: 収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

[乙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)]

乙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地		処分方法	処理能力	
第 号	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり				
再生品目	瓦くず	木くず	木くず			
売却先等	資材販売業者	堆肥製造業者	木材チップ販売業者			

一般廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

第1条 乙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして甲に処分業務に関する許可証等(指定証その他)の写し提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。

(情報の提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し乙に通知しなければならない。

1. 乙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「乙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(内容の変更)

第4条 甲、乙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上変更することができる。

1. 丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告し、変更契約を締結する。

2. 甲、乙は、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生じるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第5条 甲は甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙に対して必要な指示が出来るものとし、乙はこれに従うものとする。

1. 甲は、必要に応じて乙の施設等の状況について、調査または報告を求めることができ、さらに必要に応じて乙の施設に立ち入り調査できるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第7条 乙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(機密保持)

第8条 甲、乙又は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはいけない。

(契約の解除)

第9条 甲、乙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。

1. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

第10条 本契約に定めのない事項又は本契約書の各条項に関する疑義が生じた場合は、関係法令に従い、その都度甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本契約の成功を証するために、甲、乙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する。)

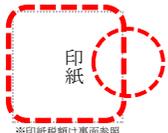
協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書(収集運搬用)

2号文書(処分用)

1万円 未満 非課税	1,000万円 以下 10,000円	1万円 未満 非課税	1,000万円 以下 10,000円
10万円 以下 200円	5,000万円 以下 20,000円	100万円 以下 200円	5,000万円 以下 20,000円
50万円 以下 400円	1億円 以下 60,000円	200万円 以下 400円	1億円 以下 60,000円
100万円 以下 1,000円	5億円 以下 100,000円	300万円 以下 1,000円	5億円 以下 100,000円
500万円 以下 2,000円		500万円 以下 2,000円	(平成26年4月現在)



# 一般廃棄物処理委託契約書

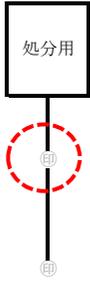
令和 年 月 日

甲、乙を記入し、甲と乙の契約当事者のみ押印する二社契約である。

契約区分 (処分用)

事業者 (甲) 住所 名称 代表者 (以下甲と言う)

処分会社 (乙) 住所 〒520-0247 滋賀県大津市仰木の里5丁目15-1 名称 株式会社 ジンジ 代表者 代表取締役 松本 智子 (以下乙と言う) 許可番号 (都道府県・政令市 大津市 ) 許可区分 中間処理 最終処分 許可品目 (一般廃棄物) 大津市内から排出される木くず(事業系に限る)



[乙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)]  
乙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地			処分方法	処理能力
第 号	内の施設	「委託業務の内容」記載のとおり				
再生品目	瓦くず	木くず	木くず			
売却先等	資材販売業者	堆肥製造業者	木材チップ販売業者			

## 一般廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)  
第1条 乙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして甲に処分業務に関する許可証等(指定証その他)の写し提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。

(情報の提供)  
第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し乙に通知しなければならない。  
1.乙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「乙での中間処理後の最終(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)  
第3条 乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(内容の変更)  
第4条 甲、乙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上変更することができる。  
1.丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告し、変更契約を締結する。  
2.甲、乙は、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生じるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)  
第5条 甲は甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙に対して必要な指示が出来るものとし、乙はこれに従うものとする。  
1.甲は、必要に応じて乙の施設等の状況について、調査または報告を求めることができ、さらに必要に応じて乙の施設に立ち入り調査できるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)  
第6条 乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)  
第7条 乙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(機密保持)  
第8条 甲、乙又は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)  
第9条 甲、乙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。  
1.第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していない甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)  
第10条 本契約に定めのない事項又は本契約書の各条項に関する疑義が生じた場合は、関係法令に従い、その都度甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。  
本契約の成功を証するために、甲、乙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する。)

甲と乙は、後記「委託業務の内容」に記載された一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」と言う。)に従い適正に行うため、以下のとおり一般廃棄物処理委託契約(以下「本契約」と言う。)を締結する。

- (委託内容)  
第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の処分を乙に委託する。  
1.乙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処理する。  
2.甲、乙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。
- (処理料金)  
第2条 乙は、委託内容の処理終了した部分について、当該部分に対する料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することが出来る。なお甲は、乙に処分料金を毎月 日 を締切日とし、 日までに支払うこととする。  
1.処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙双方の協議によりこれを変更することが出来る。

### 「委託業務の内容」

- 1 工事名 \_\_\_\_\_
- 2 排出場所 \_\_\_\_\_ 大津市 \_\_\_\_\_
- 3 委託期間 \_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ まで (1年間)  
※期間満了の1ヶ月前までに、甲丙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとする。但し、5年を経過したときは、新たに契約書を作成し本契約を更新するものとする。
- 4 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許容内容

廃棄物の種類	契約単価			処分会社の許容内容		
	収集運搬(a)	処分(b)	予定数量(c)	処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
木くず	円/(t,m3)	18,000 円/t	t	7.0t/日	緑彩苑 エコパーク (株)ジンジ 大津市仰木1丁目337-1	(破砕)
	円/(t,m3)	円/t	t			
	円/(t,m4)	円/t	t			
	円/(t,m3)	円/t	t			
	円/(t,m3)	円/t	t			
合計予定数量			t	事前協議の要否		
合計予定金額	収集運搬(a)×(e)	処分(b)×(c)	要・否			

注釈: 処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。  
※: 収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

協議事項
------

<p>印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。</p> <p>1号文書(収集運搬用)</p> <table border="1"> <tr><td>1万円 未満</td><td>非課税</td><td>1,000万円 以下</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>10万円 以下</td><td>200円</td><td>5,000万円 以下</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>50万円 以下</td><td>400円</td><td>1億円 以下</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>100万円 以下</td><td>1,000円</td><td>5億円 以下</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>500万円 以下</td><td>2,000円</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>2号文書(処分用)</p> <table border="1"> <tr><td>1万円 未満</td><td>非課税</td><td>1,000万円 以下</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>100万円 以下</td><td>200円</td><td>5,000万円 以下</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>500万円 以下</td><td>400円</td><td>1億円 以下</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>100万円 以下</td><td>1,000円</td><td>5億円 以下</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>500万円 以下</td><td>2,000円</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(平成26年4月現在)</p>	1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円	10万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円	50万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円	100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円	500万円 以下	2,000円			1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円	100万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円	500万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円	100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円	500万円 以下	2,000円		
1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円																																					
10万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円																																					
50万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円																																					
100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円																																					
500万円 以下	2,000円																																							
1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円																																					
100万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円																																					
500万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円																																					
100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円																																					
500万円 以下	2,000円																																							